第６号様式別表10記載要領

１　「更正欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の11の規定による読替え後の法人税法第59条第１項又は平成23年旧法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人

２　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の11の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

３　「欠損金額等及び災害損失金額（㉗の計）又は（別表９③の計）⑨」及び「欠損金額等及び災害損失金額（㉗の計）又は（別表９③の計）㉑」の各欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあっては「又は（別表９③の計）」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあっては「（㉗の計）又は」を抹消すること。

４　平成24年４月１日前に開始した事業年度にあっては、「欠損金額等からないものとする金額⑬」の欄、「欠損金額等からないものとする金額㉖」の欄及び「控除未済欠損金額等の調整」の各欄は、記載を要しない。

５　次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

⑴　「⑦と⑧のうち少ない金額又は⑦と⑩のうち少ない金額⑪」の欄　１⑴に掲げる法人。なお、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあっては「又は⑦と⑩のうち少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあっては「⑦と⑧のうち少ない金額又は」を抹消すること。

⑵　「⑦と⑧のうち少ない金額⑫」の欄　１⑵に掲げる法人

⑶　「⑲、⑳若しくは㉓のうち最も少ない金額又は⑲、㉒若しくは㉓のうち最も少ない金額㉔」の欄　２⑴に掲げる法人。なお、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあっては「又は⑲、㉒若しくは㉓のうち最も少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあっては「⑲、⑳若しくは㉓のうち最も少ない金額又は」を抹消すること。

⑷　「⑲、⑳又は㉓のうち最も少ない金額㉕」の欄　２⑵に掲げる法人

６　「調整前の控除未済欠損金額等㉗」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第２項若しくは第４項又は第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

７　法人税法施行規則第26条の６に規定する書類を添付すること。